

第6条 企業体は、〇〇〇〇〇を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 企業体の代表者は、当該施設の管理運営に関し、企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、八千代市と折衝する権限並びに当該施設の指定管理者の指定に係る申請書の提出、当該施設の管理運営に係る協定の締結、指定管理料の請求、受領及び企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(運営委員会)

第8条 企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設置し、当該施設の管理運営に当たるものとする。

(構成員の責任等)

第9条 企業体の構成員は、当該施設の管理運営に関し、共同連帯して責任を負うものとし、構成員の業務分担及び出資金並びに出資割合は、別表のとおりとする。

2 前項の規定に基づき別表に掲げた内容については、八千代市及び構成員全員の承認がなければ、変更することはできない。

(口座名義)

第10条 当該施設の管理運営に係る指定管理料の請求及び受領は、企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって行うものとする。

(決算)

第11条 企業体は、業務の履行の年度ごとに当該施設の管理運営業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第12条 決算の結果、利益が生じた場合には、第9条に規定する出資割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第13条 決算の結果、欠損が生じた場合には、第9条に規定する出資割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 本協定に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(構成員の脱退に対する措置)

第15条 企業体の構成員は、八千代市及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が当該施設の管理運営を行う指定期間が終了する日までは脱退することができない。

2 当企業体の構成員のうち、前項の規定により脱退した者がある場合において、八千代市の承認があるときは、他の構成員が共同連帯して当該施設の管理運営を行うことができる。

(構成員の除名)

第16条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、当企業体の業務の執行に当たり、重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合には、八千代市及び他の構成員全員の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の規定により構成員を除名した場合は、第15条第2項の規定を準用するものとする。

(構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 当企業体の成立の日から解散の日までの間に、構成員のうちいずれかが破産し、又は解散した場合には、第15条第2項の規定を準用する。

(構成員の加入)

第18条 前条の規定による構成員の脱退、除名及び破産又は解散により残存構成員のみでは当該施設の管理運営が困難なときは、八千代市及び構成員全員の承認を得て、新たな構成員を加入させることができる。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合において、八千代市及び他の構成員全員の承認によりいずれかの構成員を代表者とするすることができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第20条 当企業体の解散後においても、当該施設の管理運営につき瑕疵があったときは、構成員は共同連帯して責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 協定書に定めのない事項については、運営委員会において定める

ものとする。

上記のとおり協定を締結したので、その証拠として協定書〇通を作成し、構成員が記名押印のうえ、各自所持するものとし、1通を指定管理者指定申請に当たって八千代市に提出するものとする。

年 月 日

共同企業体名

代表者 所在地

団体名

代表者氏名 ⑩

構成員 所在地

団体名

代表者氏名 ⑩

構成員 所在地

団体名

代表者氏名 ⑩

(別表) ○○○○○共同企業体業務等分担表

構成員	業務分担	出資金（出資割合）
(代表者) ○○○○○	1 ○○の管理に関すること 2 ○○の運営に関すること	○○○○○○○円 (○○. ○%)
○○○○○	1 ○○の管理に関すること 2 ○○の運営に関すること	○○○○○○○円 (○○. ○%)
○○○○○	1 ○○の管理に関すること 2 ○○の運営に関すること	○○○○○○○円 (○○. ○%)